

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第三号）（第三十三条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第三条 1～3（略） 4 第一項の表中「子会社等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等をいう。 5～7（略）</p>	<p>第三条 1～3（略） 4 第一項の表中「子会社等」とは、銀行法第五十二条の九（長期信用銀行法第十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等をいう。 5～7（略）</p>